

◆幼児教育・保育無償化 国・東京都における制度概要及び区への対応

	認可保育施設			幼稚園		認可外保育施設等（※5）			企業主導型保育	障害児の発達支援施設（※6）											
	認可保育所	認定こども園	地域型保育	新制度幼稚園	未移行幼稚園	預かり保育	認証保育所 ※保育室含む	基準を満たす認可外保育施設等			基準を満たさない認可外保育施設 【詳細は別紙3】 ベビーシッター、その他事業（一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート事業、ほっとステイ）										
0 ～ 2 歳児	国	住民税非課税世帯を対象として無償化 ※1			/	/	/	<ul style="list-style-type: none"> 対象児童 保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯 上限金額 月額42,000円 ※上限額の範囲内において、複数サービスの利用も可能。 		住民税非課税世帯を対象として月額37,100円までの範囲で無償化(国から現物給付) ※2	住民税非課税世帯を対象として無償化(従来より) ※1										
	都	国の幼児教育の段階的無償化（H28～）に伴う多子支援の仕組みの対象外（年収360万円以上かつ第1子が小学生以上）の世帯について、第2子の保育料を半額、第3子以降を無償とする。（ただし公立施設は都補助対象外） ※4						<ul style="list-style-type: none"> 非課税世帯 認証保育所の平均保育料（月6.7万円）から国の無償化分（月4.2万円）を差し引いた月額25,000円を上限として支給 課税世帯 多子世帯へ実際の子順に応じて、認証保育所の平均保育料（月6.7万円）から都の既存の利用支援事業分（月4.0万円）を差し引いた月額27,000円を上限として支給 		<ul style="list-style-type: none"> 基準を満たす施設のみ 非課税世帯 認証保育所の平均保育料（月6.7万円）から国の無償化分（月4.2万円）を差し引いた月額25,000円を上限として支給 課税世帯 多子世帯へ実際の子順に応じて、認証保育所の平均保育料（月6.7万円）から都の既存の利用支援事業分（月4.0万円）を差し引いた月額27,000円を上限として支給 		/									
	区への対応	<ul style="list-style-type: none"> 国・都の制度に基づき無償化。 区立保育園利用者の多子世帯支援区負担10/10で実施する。 						<ul style="list-style-type: none"> 国・都の制度に基づき無償化。 ※一部、保育の必要性の認定や課税の有無に応じて、金額を調整。 【認証保育所の例】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定ありの非課税世帯</td> <td>月額4万円</td> <td>月額67,000円</td> </tr> <tr> <td>認定なしの非課税世帯</td> <td>月額4万円</td> <td>本則：月額25,000円 経過措置：月額40,000円 ※差額(1.5万円)は区が負担</td> </tr> <tr> <td>課税世帯</td> <td>月額0円～4万円</td> <td>①月額0円～4万円 ②第2子の場合、上記①に14,000円を上乗せ ③第3子以降の場合、上記①に27,000円を上乗せ</td> </tr> </tbody> </table>			現行		改正案	認定ありの非課税世帯	月額4万円	月額67,000円	認定なしの非課税世帯	月額4万円	本則：月額25,000円 経過措置：月額40,000円 ※差額(1.5万円)は区が負担	課税世帯	月額0円～4万円
	現行	改正案																			
認定ありの非課税世帯	月額4万円	月額67,000円																			
認定なしの非課税世帯	月額4万円	本則：月額25,000円 経過措置：月額40,000円 ※差額(1.5万円)は区が負担																			
課税世帯	月額0円～4万円	①月額0円～4万円 ②第2子の場合、上記①に14,000円を上乗せ ③第3子以降の場合、上記①に27,000円を上乗せ																			

(財源割合)
 ※1 国1/2 都1/4 区1/4 ※2 国10/10 ※3 都1/2 区1/2 ※4 都10/10
 (その他)

※5 認可外保育施設は、都道府県に届出を行い、国が定める基準を満たすこと。ただし、基準を満たすために5年間猶予期間（経過措置）を設けることとし、2年を目処に見直す。区への対応として、指導監督基準を満たさない認可外保育施設を令和3年4月条例制定まで経過措置として無償化の対象とする。

※6 児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、居宅訪問型児童発達事業所、保育所等訪問支援事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設（基準該当及び共生型事業所、措置の場合も対象）